

1 メッセウイング・みえ施設の利用料金表

【入場料を徴収しない場合】【新】

単位 円（税込）

区分				平日				休日			
				午前9時 ～午後5時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時
1階	展示場	全面	3,231 m ²	293,320	125,710	167,610	201,140	351,980	150,850	201,130	241,360
		2/3	2,151 m ²	195,540	83,800	111,740	134,080	234,640	100,560	134,080	160,900
		1/3	1,079 m ²	97,770	41,900	55,870	67,040	117,320	50,280	67,040	80,450
	商談室	1	27 m ²	5,490	2,350	3,140	3,770	6,580	2,820	3,760	4,520
		2	20 m ²	5,490	2,350	3,140	3,770	6,580	2,820	3,760	4,520
	中研修室		72 m ²	14,660	6,280	8,380	10,050	17,580	7,530	10,050	12,060
2階	大研修室		205 m ²	36,660	15,710	20,950	25,140	43,990	18,850	25,140	30,160
	中研修室		63 m ²	14,660	6,280	8,380	10,050	17,580	7,530	10,050	12,060
	会議室		148 m ²	20,160	8,640	11,520	13,820	24,180	10,360	13,820	16,580
	特別会議室		96 m ²	25,660	11,000	14,660	17,600	30,790	13,200	17,590	21,120
	ギャラリー		113 m ²	27,490	11,780	15,710	18,850	32,980	14,130	18,850	22,620

備考

- 休日とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
- 展示場、ギャラリーを準備または原状回復のために使用する場合は、当該利用料金の半額（10円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。
- 区分外使用についての利用料金は、超えて使用した1時間（1時間未満の端数は1時間とします）ごとに当該利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。この場合、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間の使用については、午後1時から午後5時までの区分に掛かる1時間当たりの料金となります。
- 使用時間短縮による利用料金の減額は行いません。
- 展示場の電気・水道を使用された場合は、その実費相当額をいただきます。
電気代：1kw 当たり 31.5 円 水道代：1 m³ 当たり 241.5 円
- 展示場の冷暖房設備を使用された場合は、下記の利用料金（1時間未満の端数は1時間とします）をいただきます。
冷暖房設備 全面：1時間当たり 9,420 円 2/3：1時間当たり 6,280 円 1/3：1時間当たり 3,140 円

【入場料を徴収する場合】【新】

単位 円 (税込)

区分				平日				休日			
				午前9時 ～午後5時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時
1階	展示場	全面	3,231 m ²	410,660	176,000	234,660	280,760	492,790	211,200	281,590	336,910
		2/3	2,151 m ²	273,760	117,320	156,440	187,160	328,520	140,800	187,720	224,600
		1/3	1,079 m ²	136,880	58,660	78,220	93,580	164,260	70,400	93,860	112,300
	商談室	1	27 m ²	7,700	3,300	4,400	5,280	9,240	3,960	5,280	6,330
		2	20 m ²	7,700	3,300	4,400	5,280	9,240	3,960	5,280	6,330
	中研修室		72 m ²	20,530	8,800	11,730	14,080	24,630	10,560	14,070	16,890
2階	大研修室		205 m ²	51,330	22,000	29,330	35,200	61,590	26,400	35,190	42,240
	中研修室		63 m ²	20,530	8,800	11,730	14,080	24,630	10,560	14,070	16,890
	会議室		148 m ²	28,230	12,100	16,130	19,360	33,870	14,520	19,350	23,230
	特別会議室		96 m ²	35,930	15,400	20,530	24,640	43,110	18,480	24,630	29,560
	ギャラリー		113 m ²	38,500	16,500	22,000	26,400	46,200	19,800	26,400	31,680

備考

1. 休日とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
2. 展示場、ギャラリーを準備または原状回復のために使用する場合は、当該利用料金の半額（10円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。
3. 区分外使用についての利用料金は、超えて使用した1時間（1時間未満の端数は1時間とします）ごとに当該利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。この場合、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間の使用については、午後1時から午後5時までの区分に掛かる1時間当たりの料金となります。
4. 使用時間短縮による利用料金の減額は行いません。
5. 展示場の電気・水道を使用された場合は、その実費相当額をいただきます。

電気代：1kw 当たり 31.5 円 水道代：1 m³ 当たり 241.5 円

6. 展示場の冷暖房設備を使用された場合は、下記の利用料金（1時間未満の端数は1時間とします）をいただきます。

冷暖房設備 全面：1時間当たり 9,420 円 2/3：1時間当たり 6,280 円 1/3：1時間当たり 3,140 円

2 メッセウイング・みえ設備器具の利用料金表【新】

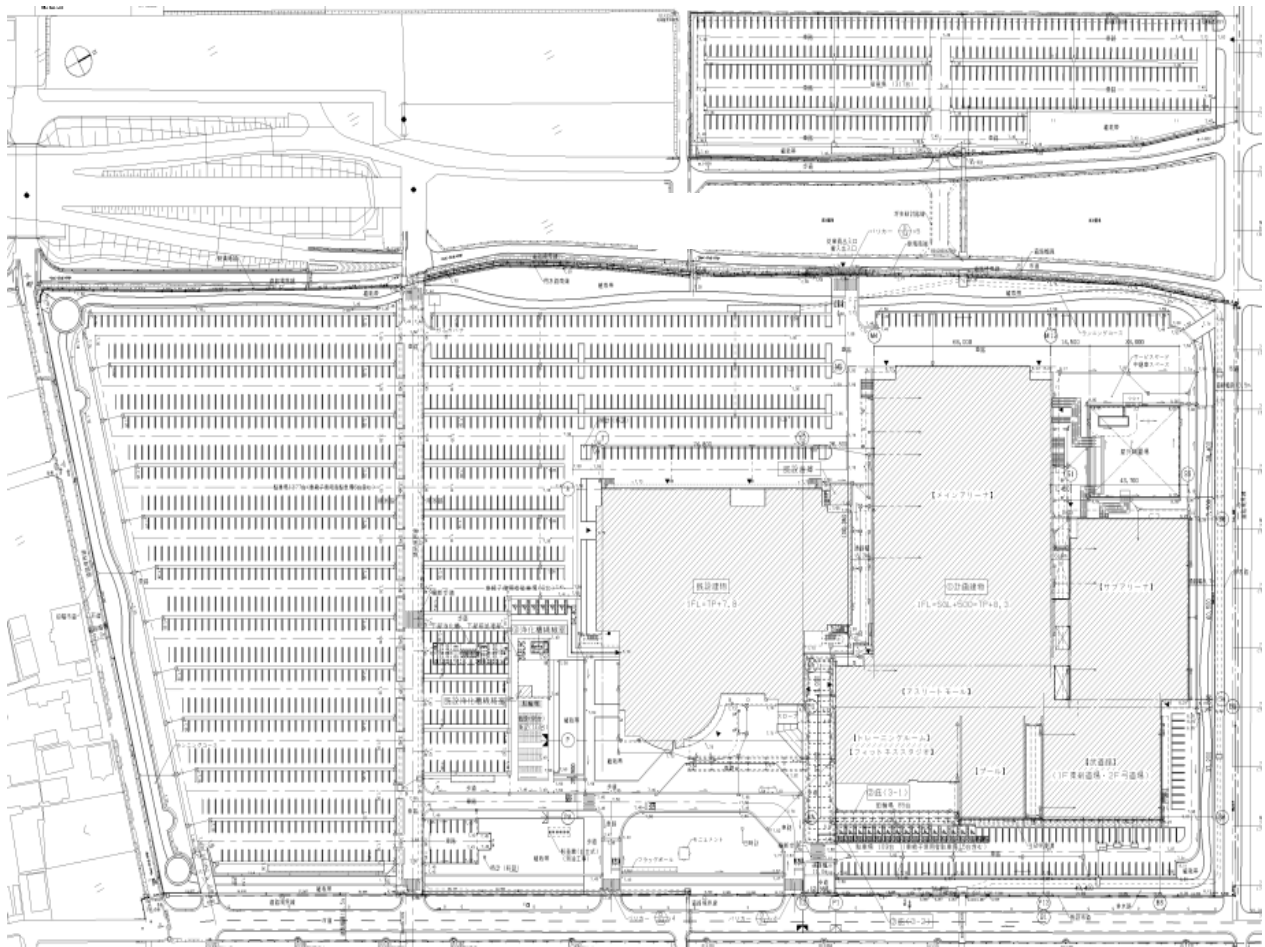
単位 円（税込）

名称	使用区分	保有台数	区分	利用料金
音響機器	展示場（全面）	1 式	全面	10,470
	〃（2/3）	1 式	2/3	6,980
	〃（1/3）	1 式	1/3	3,490
はね返りスピーカー	展示場 A ホール	2 台	1 組	1,040
ステージスピーカー	〃	2 台	1 組	1,040
展示台照明	〃	8 列	1 列	1,040
展示台（電動式）	〃	1 式	1 式	31,420
展示台（組立式）	展示場	30 台	1 台	1,040
吊バトン	〃	7 列	1 列	1,040
ピンスポット	〃	4 台	1 台	1,570
フォロースポット	〃	2 台	1 台	1,040
机	〃	250 台	1 台	60
椅子	〃	2,200 脚	1 脚	30
演壇（組立式）	〃	1 式	1 式	3,140
展示用パネル（大）	展示場・ギャラリー	45 台	1 台	50
展示用パネル（小）	〃	30 台	1 台	50
展示用パネル（ジャバラ）	〃	10 台	1 台	50
演台	展示場	1 台	1 台	730
司会者台	〃	1 台	1 台	310
金屏風	〃	半双 2 台	半双	1,570
展示用スポットライト	ギャラリー	60 個	1 個	100
A V 機器	大・中研修室、会議室	1 式	1 式	2,090
パソコンプロジェクター	〃	1 台	1 台	2,090
テレビデオ	〃	1 台	1 台	2,090
姿見	商談室	2 台	1 台	200
テント		3 張	1 張	1,040
ガーデンテーブル	展示場	15 台	1 台	100
ガーデンチェア	〃	60 脚	1 脚	50
ギャラリー内展示台	ギャラリー	24 台	1 式	1,570

備考

1. 上記の利用料金は、「午前 9 時から正午まで」、「午後 1 時から午後 5 時まで」、「午後 6 時から午後 10 時まで」ごとの料金となります。
2. 区分外使用についての利用料金は、超えて使用した 1 時間（1 時間未満の端数は 1 時間とします）ごとに当該利用料金の 1/4 の額（10 円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。
3. 各区分の 2 区分又は 3 区分を連続して使用する場合は、使用した各区分に係る利用料金の合計額となります。
4. 入場料を徴収する場合においても、上記の料金となります。
5. 土曜日、日曜日及び休日においても、上記の料金となります。
6. 展示場、ギャラリーを準備又は原状回復のため使用する場合においても、上記の料金となります。

3 屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）



(1) 屋外展示場として使用する場合の利用料金 **【新】** (税込)

時間区分	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時
利用料金	1 m ² 当たり 6 円	1 m ² 当たり 8 円	1 m ² 当たり 8 円
備考 - 屋外展示場として使用する場合は、イベント等で駐車場等を占有して使用することをいいます。 - 利用料金は使用する面積に応じた料金となります。 - 準備または原状回復のために使用する場合は、当該利用料金の半額（10 円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。 - 区分外使用について利用料金は、超えて使用した 1 時間（1 時間未満の端数は 1 時間とします）ごとに当該利用料金の 1 時間当たりの額（10 円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。この場合、正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までの間の使用については、午後 1 時から午後 5 時までの区分に掛かる 1 時間当たりの料金となります。 - 各区分の 2 区分又は 3 区分を連続して使用する場合は利用料金は、使用した各区分に係る利用料金の合計額となります。 - 時間短縮による利用料金の減額は行いません。			

(2) 一時駐車場として使用する場合の利用料金【新】

(税込)

使用区分	普通自動車以下 1台1時間当たり	大型車 1台1時間当たり
6時間未満	45円	180円
6時間以上12時間未満	39円	157円
12時間以上18時間未満	38円	155円
18時間以上24時間未満	38円	153円
24時間以上	38円	152円

備考

- 一時駐車場として使用する場合は、津市産業・スポーツセンター施設及び当該地を屋外展示場として使用する場合は利用が伴わない、車両の一時駐車のことをいいます。
- 利用料金は上記の時間区分の料金に、車両の駐車台数と使用時間を乗じた額となります。

(3) その他の場合

ア 物販の場合【新】

(税込)

使用区分	1㎡1時間当たり
物販	200円

備考

- 物販とは、施設及び駐車場を屋外展示場として使用する場合は利用者以外で、キッチンカーによる食物販売やテントでの食物、土産等の販売を行うことをいいます。
- 物販でしようとする時間に、津市産業・スポーツセンター施設及び当該地を屋外展示場として使用する利用者が存在する場合は、指定管理者を通じ、この利用者の承諾を得た場合のみ使用できます。
- 午前9時から午後10時までの時間を超えての使用における利用料金は、当該使用時間に係る利用料金に、その超えて使用した1時間（1時間未満の端数は1時間とする）ごとに200円を乗じて得た額を加えた額となります。

イ 組立作業の場合【新】

(税込)

使用区分	1㎡1時間当たり
組立作業	2円

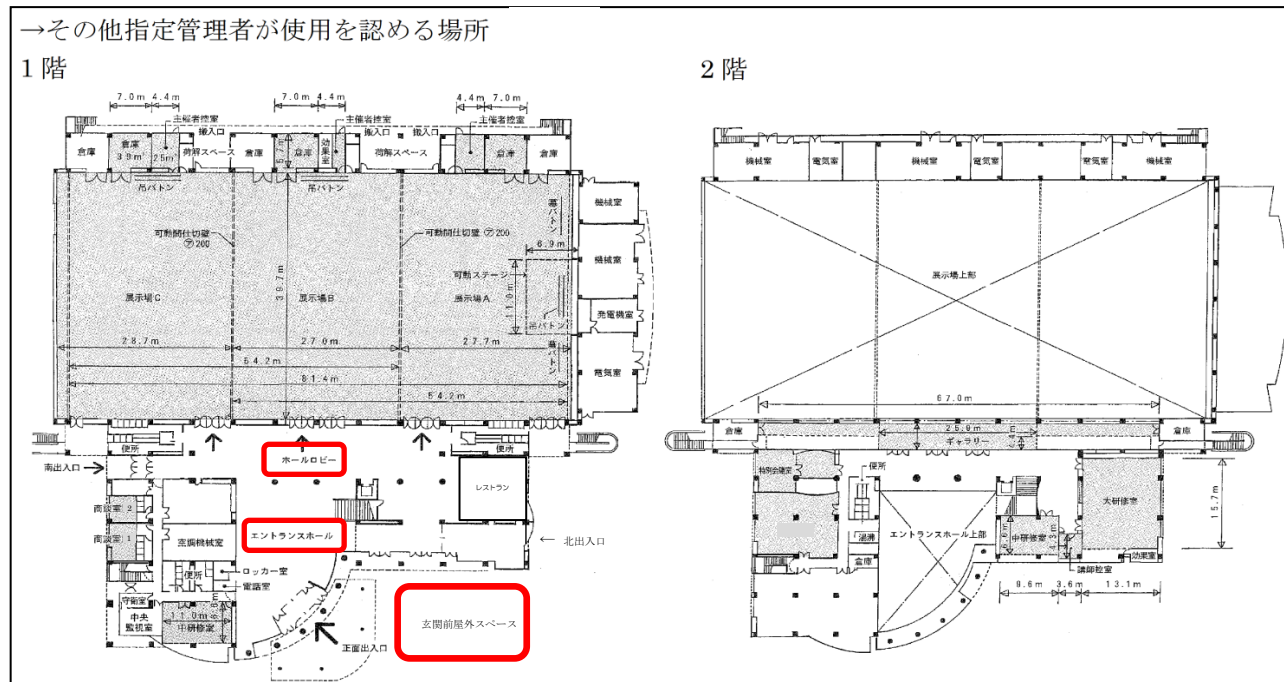
備考

組立作業とは、住宅メーカー等が当該地を使用して行う組立などの作業を行うことをいいます。

ウ 物販及び組立作業以外の場合

物販及び組立作業以外の場合で、展示会等のイベントには該当しないが講習会等で当該箇所を占有して使用する場合は、屋外展示場として使用する場合の利用料金に準じます。

4 その他指定管理者が使用を認める場所



(1) 物販（自動販売機設置を除く）の場合

屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）のその他の場合(物販)の利用料金に準ずることとします。

(2) 物販以外の場合

屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）を屋外展示場として使用する場合は利用料金に準ずることとします。